

令和 5 年度
事業計画書

(公財) 河川財団

1. 令和5年度事業方針

河川財団中期計画を踏まえ、令和5年度事業は以下の方針に基づいて実施する。

助成事業においては、河川整備基金の設置から30年近くが経過し、社会情勢の変化等により、基金を取り巻く状況や社会的要請も大きく変化したことから、将来に向けた基金の見直しや新たな役割の構築が必要となった。

そこで平成28年度からは、その名称を河川基金に改めるとともに、フレームの再構築（従来の活動内容・テーマ別の部門から、助成対象者別の研究者・研究機関部門、川づくり団体部門、学校部門の3つの部門に再編）、川づくりへの貢献・活用を重視した評価基準の設定等の改革を実施している。令和5年度は、引き続き改善に取り組みつつ助成を行うとともに、成果の普及に努める。加えて、河川財団が実施する推進事業については、引き続き重点課題である「河川の管理」「河川・水教育」分野の調査研究に取り組み、調査研究の推進に当たって大学等との連携も実施する。

調査・研究事業においては、重要かつ共通的テーマについての自主研究等と、個々の現場課題解決のための取り組みを、両者の相乗効果も発揮されるよう関連付けながら実施し、各実務現場の河川の安全・安心を高めることに貢献するとともに、河川政策遂行方策の全体的レベルアップや、技術・政策のイノベーションを生み出す環境づくりに貢献していく。このために必要な当財団外の研究者、有識者や関係機関とのネットワークの形成・活用を引き続き行っていく。これらを通じた財団におけるナレッジの蓄積と体系化を合わせて行いながら、河川政策シンクタンクとしての河川財団の機能の充実に引き続き努める。

以上の実現に資する諸活動、すなわち、アクセスしやすく理解しやすい様々な形での成果の公開、成果の実務現場への還元・適用とそのレビュー、アウトリーチ等の活動を、ねらいと効果発現の見通しを定め、活動間の相互好影響の発揮を考慮しつつ、継続・蓄積の重要性にも配慮しながら実施していく。以上の事業実施を、専門家・技術者としての力量向上という意識も持ちながら各職員が能動的に担うことで、また、指導・助言・内部相互触発・外部からの触発・共同工夫作業などが状況に応じて臨機に行われる環境を整えることで、職員の力量が事業実施に連動して向上していく好循環の形成につとめる。

河川教育事業においては、

- i) 河川や水は直接触れることができる身近な学習素材であり、触れることにより感性が育つ強みがある。
- ii) 川や水の持つ「恵み（環境）」と「災い（防災）」の両面、時間的概念と空間的概念の広がり、小さな「水循環」から大きな「水循環」への拡大の概念を持つことから、感性から理性へと発展できる。
- iii) 地域の暮らしや産業、大地の形成にかかわってきており、郷土の成り立ちや特徴を深く理解することができる。
- iv) 様々な他の事象と関連しており、主体的・対話的で深い学び「アクティブ・ラーニング」を実現しやすい。

等の「河川」や「水」のもつ学びの場や対象、素材としての優れた価値を踏まえ、SDGs、気候

変動、Society5.0などの今日的な社会的課題や各地域の課題に対して、河川・水教育が果たすことができる役割について調査・研究を進めるとともに、河川・水辺や学校現場等で河川・水教育の展開を図っていく。

これにより、予測困難な時代（気候変動、災害の頻発等）となっている現代、河川・水教育を通じて、社会や地域をとりまく課題について正しく理解、判断し、行動できる子ども達の資質・能力の育成支援を進め、関係方面へ政策提案を行っていくことにより、それぞれの流域に特徴ある川と人間社会（水意識・防災意識社会）の構築と持続可能な社会の実現に貢献する。

河川健康公園事業においては、運営する公園の適切な維持管理を行うことにより河川環境の保全と創出を支援するほか、新型コロナに対する感染予防に万全を期しつつ利用の促進を図り、沿川の地域住民の健康増進や自然と触れ合う機会の増大と河川管理に資する取り組みを推進する。

また、当財団が実施するこれらの公益事業を今後とも安定的に実施していくための裏付けとなる河川基金等の財産を適切に管理するとともに、一層の資金確保を目的として、一般市民や企業などが寄附をしやすい環境づくりのための取り組みを積極的に推進する。

2. 河川に関する活動に対する助成とその成果の普及

【公益目的事業1】

河川整備の効果を高め、事業の効果的推進を支援し、国民の生活向上に寄与することを目的として造成された河川基金の運用益により、河川の整備及び保全並びに利用の促進に関わる分野における調査・研究（研究者・研究機関部門）、川づくりの実践あるいはそれを支援する市民団体等の活動（川づくり団体部門）、小・中・高等学校等が実施する河川教育に関する調査研究や、河川を題材とした教育活動（学校部門）に対し助成を行うと共に、その成果の普及を行う。

また、公益社団法人ゴルフ緑化促進会からゴルファーの緑化協力金の交付を受け、河川及びその近傍における美化、健全な緑化、環境改善・保全・防災等への事業に対し、助成を行う

2.1 河川基金事業

1) 研究者・研究機関を対象とした助成

川づくりや河川管理への貢献が期待できる調査・研究を行う研究者・研究機関を対象に助成を行う。

その際、河川の現場を活用した調査・研究、萌芽的研究または今後の発展性が期待できる研究にも優先して助成する。また理科系（工学、自然科学等）のみならず、法学、経済学、社会学等を含む文科系（社会科学、人文科学）及び文理融合の調査・研究、学校教育の現場での河川教育についての調査・研究を含む幅広い学問領域において助成を行う。

① 調査・研究助成

流出・流水・流砂のメカニズムの解明等の工学的な研究、治水対策に関する研究、水資源の

確保に関する研究、河川環境の整備と保全に関する研究、地域との連携に関する研究、河川に関する歴史・文化・伝統等に関する研究など、川づくりや河川管理に貢献する様々な調査・研究に助成を行う。

また、35歳以下の若手研究者や、中学生や高校生をジュニア研究者とするクラブ活動での調査・研究にも、助成区分を設けて優先的に助成を行う。

② 調査・研究成果の普及助成

研究者や研究機関による、一般の方々に向けて開催する公開プログラムや高大連携事業、出前授業等、次世代の育成にもつながる、研究の場から外へ出て行っていく「アウトリーチ活動」に対して助成を行う。

また、基金助成により得られた調査・研究の成果を広く一般に公開するために刊行する学術図書、およびその成果を一般市民に分かりやすく説明する普及図書の出版に対して助成を行う。

③ 緊急災害調査

国内及び海外において、甚大な水害、土砂災害、震災（ただし、河川・ダム等に係る施設に関するもの）や社会的に大きな影響を与える水難事故等が発生した場合には、災害状況把握や今後の防災に向けた提言を行うための調査に対して助成を行う。

2) 川づくり団体を対象とした助成

河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すための活動（川づくり）を実施・支援する市民団体等（川づくり団体）を対象に、その活動への助成を行う。川づくりに貢献する広範な活動の中で、将来の自らの活動を担い、次世代を担う人づくりの活動に対し重点的に助成を行うものとし、新しいニーズに即した新規事業や若手による取り組み、自律的展開への展望を持った活動にも優先して助成を行う。

①川づくり団体活動助成

河川や流域への理解を深める活動、河川教育を支援する活動、人材育成や指導者育成に焦点をあてた活動、流域間・流域内交流のネットワークを構築する活動などを、流域規模あるいは全国的な規模で行う川づくり団体に対して助成を行う。

②新設川づくり団体自立支援助成

設立されて5年以内の川づくり団体に対し、その活動を軌道にのせるために必要な経費について最大5年間の助成を行う。

3) 学校を対象とした助成

幼稚園、小・中・高等学校等の学校を対象に、特に教科学習における河川教育の取り組みの推進を重点として、河川教育計画の策定・実践や、河川教育についての調査・研究に対して助成を行う。

4) 助成成果の普及

河川基金助成事業の成果について、それらの情報共有や普及を図るため、以下の事業を行う。

① 報告会の開催

調査・研究の分野については助成成果をより一層社会に普及還元するため、助成を受けた全ての研究者が発表する「河川基金研究成果発表会」を開催する。

川づくり団体の活動及び学校における河川教育の分野については「川と人をつなぐ活動成果発表会」及び「河川教育研究交流会」を開催し、有識者からの基調講演、優秀な助成成果の口頭発表・パネルディスカッションなどを行い、関係者間での情報共有や人的ネットワークづくりを行う。また、これらの発表会については「河川基金だより」や WEB サイトといった媒体を通じて広く情報発信を行う。

② 優秀成果の顕彰

河川に対する理解を深め、助成事業の一層の充実を図るために、助成事業で実施された研究及び活動の中から、優秀成果を選定し、報告会の場で表彰を行う。令和 3 年度より学校部門と川づくり団体部門において、令和 4 年からは研究者・研究機関部門において国土交通大臣賞の表彰を行った。令和 5 年以降も学校部門の文部科学大臣賞とあわせて表彰を継続し、河川・水教育の推進・向上へと繋いでいく。

また、助成事業による研究成果をさらに発展させ、学術の進歩・発展又は技術開発の分野で、卓越した功績を挙げた研究者及び今後の活躍が期待される若手研究者に対し、それぞれ「河川財団賞」及び「河川財団奨励賞」の表彰を行う。

③ 河川基金だよりの刊行

「河川基金だより」を年 2 回刊行し、川づくりや河川管理に関わる官公庁、有識者、研究者、大学等研究機関、川づくり団体、川や水の問題に関心を持つ企業等に幅広く配布する。特に、助成事業者などの今後の活動の参考となるような Good Practice 事例や取組みを抽出して掲載することにより、情報提供・共有機能の強化を図る。

④ 助成成果データベースの公開

提出された助成成果報告書をデータベース化し、当財団 WEB サイトを通じ広く公開する。

2.2 河川美化・緑化助成事業

公益社団法人ゴルフ緑化促進会（Greenery by Golfers Group＜略称 GGG＞）と連携して、国、地方公共団体、各種法人等が実施する河川や近傍における美化、健全な緑化、環境改善・保全・防災等に対して助成を行う。

3. 河川に関する調査・研究とその成果の普及

【公益目的事業 2】

河川の管理、とりわけ維持管理に関する関心が高まる中で、河川管理施設の維持修繕の技術基準を定める河川法改正(平成 25 年)から 9 年が経過した。一方、厳しい財政状況あるいは

人員不足、そして少子高齢化、相次ぐ激甚な水害の発生などの社会状況下に河川管理の現場はおかれている。そのため、経験や実績に基づく技術を主とする河川の管理にあっても、より効果的、効率的なものとしていくことが必要とされる。また、激甚な水害が頻発し流域と一体となった治水の必要性が益々高まる中で、地球温暖化への適応、グリーンインフラへの対応などの新しい視点を河川の管理にも加味していくことが求められる。

このような背景の下で、河川、そして流域や社会経済の現状をしっかりと把握した上で河川の諸政策を系統的に展開することを基軸として、河川の管理を重点的なテーマとして積極的に政策提言を行っていく。また、河川の管理の重要な側面として、実務の実施者とその役割や責任の分担、意志決定の仕組みなどの政策実現上の課題もあり、そのような課題検討と合わせて政策提言へと結び付けていく。

3.1 災害を未然に防止するための調査・研究

1) 堤防、河道の点検評価手法の再構築

堤防が危険な状態になるかどうかの判断に、技術的な評価の照準を定め、現状の点検評価技術の再検討を進める。このため、河道に関する点検・評価についても、堤防の機能発揮を脅かす高水位の発生を必要なレベルで抑えられる流下能力が確保できているか、洗掘・侵食・浸透による堤防破壊に対する必要な安全性が保たれるような河道の状態になっているか、などの観点から、新たな点検評価手法の導入を目指す。その上で、こうした河道状態を効率的に長期に持続できるよう、樹林化や再堆積等に対応した河道管理技術を見出していく。

2) 堤防植生管理の調査研究

根幹的な河川管理施設である堤防（土堤）を保全する植生、点検の視認障害となる植生、堤防を弱体化させる樹木等、河川の管理における植生の機能や植生による障害とそれらの維持管理手法について総合的に検討を進める。

3) 維持管理の合理化・効率化の推進

様々な行政実務においてDX（デジタルトランスフォーメーション）による業務の効率化が推進されようとしている中で、現場実務との関係を重視して河川管理版DXの推進を図る。特に、経験に基づく管理技術が主体とされる実務の中で、実効性のあるDXとするよう、R i M a D I S と種々のデータベースが連携統合する河川管理データプラットフォーム構築、AIによるデータ分析と経験者の判断を統合した評価診断システムの構築、3次元点群データ・画像データ等の新たな技術の活用、新技術による除草・維持工事等の作業効率化の実現等の課題について、全体の調査研究課題を横断的に俯瞰しつつ総合的に取り組んでいく。

また、DX推進の前提として、より効率的な堤防点検・河川巡視等の業務、厳しい人員体制を考慮した管理体制、河川の資源を生かした民間による河川管理導入促進、実務を支える維持管理に係る設計・積算手法等の課題についても検討を進める。

4) 中小河川の維持管理の向上

これまで河川維持管理の制度や技術は直轄河川を中心に検討が進められ実務に反映されてきたが、集中豪雨の多発等が現実になる状況下にあって中小河川の維持管理の在り方がより注視されるようになっている。中小河川の維持管理水準の考え方と合理的な対応方策についても、法令等の適用条件を整理した上で区間区分に応じた点検頻度・手法など具体の提案が

できるよう検討を行う。

5) 現場実務の懸案解決への貢献

維持管理の課題や大規模事業の事業マネジメント等、個別河川の懸案を解決する調査研究に取り組んでいく。それらの個別の検討を通じて新たな施策や基準づくりに必要とされる解決手法等の整理・分析を進め、種々の調査研究課題の検討に反映させていく。

6) 河川管理施設の成り立ちに関する調査研究

治水対策は長い歴史的な経緯の中で形成されており、全国の河川でそれぞれの特徴を有する。これらの河川における河川管理施設の成り立ちについて研究することは、今後の治水対策にとって貴重な情報である。このため、これらの歴史的資料を取りまとめるとともに、これらを公開する。

3.2 健全な河川生態系の保全・再生に関する調査・研究

1) 河川環境の管理に関する調査研究

河川空間管理のあり方に関する調査研究の一環として、人と河川が共存する社会となるよう、地域との協働による多様性に富んだ河道内の樹木管理に関する調査研究を行う。また、国等河川管理者が管理する河川において、より良い環境の保全・再生を目指し、学識者等の意見を頂きながら植生を中心とした生態環境の調査研究を行う。

3.3 健全な水循環系の保全・再生に関する調査研究

1) 水環境改善に関する調査研究

閉鎖性水域においては、依然として水質問題が顕在化しており、その改善方策に関する調査研究を進める。また、住民や利水者等の水環境に対する要望の多様化に対応するため、河川水質等に関する意識の向上や地域と連携した河川水質等を管理・改善する取組・活用方策などに関する調査研究を行う。

3.4 河川管理施設の成り立ちに関する調査研究

今後の治水対策、特に流域治水の検討のための基本となる、長期にわたる治水史の変遷、特に治水施設の整備に関わる歴史的な資料や地図等を収集整理していく。その上で、河川管理施設の成り立ちを調査し、河川管理の基本技術の考え方などを整理していく。

3.5 調査研究成果の普及

財団の調査研究成果を適切に社会へ還元するため、研究発表会の開催や研究報告書の刊行等によって研究成果を公表し普及を図る。

1) 研究発表会の開催

「河川財団研究発表会」を東京の外、地方事務所所在都市（名古屋市、大阪市）で開催し、主要な調査研究成果を発表する。

2) 研究所報告等の刊行

調査研究成果を取りまとめ、「河川総合研究所報告」（主要研究成果論文集）、「河川総合研究所資料」（自主研究等の技術的蓄積）を刊行し、あわせて当財団ウェブサイトで公表する。

3) 学会等での発表

学会への論文投稿や口頭発表等の機会を積極的に求め、普及を図る。

4) 河川塾の開催

「次を考える基盤としての河川工学を学ぶ」を趣旨として、河道管理、河川維持管理、河川環境管理、川づくりなどに携わっている河川技術者等を対象者とし、体系的講義（討議を含む）を開催する。

5) 河川研究セミナー等の開催

河川政策遂行方策の全体的レベルアップや、技術・政策の発展を生み出す土壌の活性化に貢献するという観点から、時宜にかなったテーマを設定し、当財団が蓄積してきたナレッジの体系的提示、当該テーマの推進に貢献されている研究者や技術者、その実践に携わる政策担当者や実務者担当者等による技術政策やそれを支える技術体系についての話題提供、当該テーマの現状と今後の展開について関係者が基盤的認識を持つことに資する包括議論などを交えた公開研究会（河川研究セミナー等）を開催する。

6) 災害現地調査の実施及び技術指導

災害現地調査の機動的な実施等により災害事象を対象とした調査研究にも取り組むとともに、職員の経験と知見の蓄積を進めていく。

また、財団職員を研修会の講師等として派遣し、当財団の調査研究で得られた技術的ノウハウの普及を行う。

4. 河川・水教育の推進及び河川への理解を深めるための活動

【公益目的事業3】

それぞれの流域に特徴ある川と人間社会（水意識・防災意識社会）の構築と持続可能な社会の実現に貢献するために、河川・水教育を推進するとともに、推進事業を活用する等により河川・水教育にかかる先導的な調査研究を行い、その充実に取り組んでいく。

より多くの人々が河川・水への理解を深めるためには、子ども世代を対象としなければならない。その活動は学校教育において持続性を確保できることから、学校教育の中に河川・水教育を取り上げやすくなる環境づくりや学校関係者等への支援の充実が必要である。そのため、普及・啓発ツールの開発と普及活動等を推進するとともに、教育機関、大学、行政機関等と連携した河川・水教育の総合的なプラットフォーム機能の構築を進める。

また、子どもたちや市民が安全を確保しつつ川での体験活動を伴った「川に学ぶ」機会を得るための支援について、教育関係者や市民団体等と連携して取り組んでいく。

4.1 河川・水教育の充実と推進

1) 新たな河川・水教育のカリキュラム（単元）開発と実践

単元・カリキュラムの開発のために、学識者、教育関係者からなる河川・水教育コンダクター会議により、新たな河川・水教育のカリキュラム（単元）開発と実践を進める。

2) 河川・水教育に係わる環境教育、防災教育の推進

義務教育課程における、河川・水に係わる環境教育、防災教育の推進について、感性与理性の育成を考慮した、体系的な展開方策（クロス・カリキュラムとアクティブ・ラーニングの視点も含む）について、検討を進める。

3) プロジェクト WET の普及・展開

プロジェクト WET の新たなアクティビティについて、特に防災を重視して開発していく。さらに、オンラインアクティビティの開発にも取り組むとともに学校関係者の更なる利活用に向けた取り組み検討を進める。

これらの調査研究を大学等の研究機関においても推進し、連携した取り組みとしていくために、全国河川・水教育大学間ネットワークによる研究支援に取り組む。

4) 河川・水教育研究会

河川・水教育の取り組み方針や具体の研究課題についての議論を深めるために学識者、教育関係者、行政関係者等からなる河川・水教育研究会を継続し、河川・水教育の今日的な価値や役割等の検討を引き続き進める。

4-2 河川・水教育の普及・啓発

1) 全国河川・水教育大学間ネットワークを通じた活動

教育系大学の教員による全国的なネットワーク組織である全国河川・水教育大学間ネットワークを通じて、各地域における河川・水教育について、広げる（取組む学校や学校教員の拡大等）、続ける（学校における取組み継続の支援）、深める（河川・水教育の質の向上のための研究）ための活動を進める。

2) 学習教材等の作成・普及及び学校支援

河川・水教育が現場の学校の教員に容易に理解されるよう普及・啓発ツールの開発と普及活動に取り組んでいく。活動に当たっては、全国河川・水教育大学間ネットワーク等を通じて研究機関との連携を図る。また、プロジェクト WET ファシリテーター等との連携を促進し、プロジェクト WET の活動を通じた普及・啓発にも取り組む。

3) プラットフォーム機能の充実

助成事業に参加している機関による河川教育研究交流会開催により得られた知見を活用し、教育機関間の交流を促進していく。河川・水教育はいまだ定着した分野ではなく、その普及のためには見える化・プレゼンスの向上を図る必要がある。そのため、教育機関、大学、行政機関等と連携したネットワークとしての河川・水教育の総合的なプラットフォーム機能の充実化を進める。

4-3 水辺における安全の促進

水辺体験活動に精通した川づくり団体と学校との連携を進め、安全な水辺活動の普及と定着を図る。また、教員も含め学校と連携して活動できる地域の指導者等の育成を推進する。

水辺の体験活動が安全に実施できるように水難事故防止対策等の調査研究を進めるとともに、ライフジャケット普及に向けた取り組みを促進する。

5. 河川健康公園の運営

【公益目的事業4】

都市部における貴重なオープンスペースであり、数少ない自然環境が残された空間である河川敷を活用し、当財団が環境整備した以下の河川健康公園において次の事業を行い、水辺環境の向上を図るとともに沿川の地域住民等への河川利用の促進や健康増進を図る。

- ・多摩川河川健康公園（多摩川水系）
- ・荒川・扇河川健康公園（荒川水系）
- ・庄内川・幸心河川健康公園（庄内川水系）

5.1 住民の健康増進

1) レクリエーション施設の運営

河川健康公園において無料開放している自由広場や野球場、ソフトボール場では、来園者に安全で安心して活動できる環境を提供するほか、有料のゴルフコース・練習場、パークゴルフコースでは、低廉な料金設定として、利用する地域住民の健康増進に貢献するとともに、シニア・ジュニア等に対して割引を実施し、これらの年代層の更なる利用促進を図れるよう配慮する。

なお、日常の管理として始業前、終業後の点検・巡視はもとより、河川健康公園内の植生管理、ゴミなどの清掃を適切に実施し、利用者が安全快適に利用できるように努める。

2) 高齢者や子どもたちへのスポーツの普及

ゴルフコース・練習場、テニスコートを開放し、専門の指導者による子どもたちを対象としたスポーツ教室を開催し、次代を担う子どもたちの健全育成を図る。また、子どもたちと高齢者とのふれあい交流の場ともなる合同スポーツ教室を開催し、子どもたちが高齢者からそのスポーツのみならず普段の生活でのマナーやエチケットを学び、高齢者が生き生き活動できる機会の提供を行うと共に、小学校・高校・大学のクラブ活動を支援するため、ゴルフ場やゴルフ練習場を無料開放するなどスポーツの普及を図る。

5.2 河川敷地の適正な管理

1) 河川敷地維持管理

河川管理者と協議を行い、河川管理者に代わって河川健康公園に隣接する河川堤防について丁寧な除草や清掃を実施し、河川管理者が堤防点検を実施しやすくなるよう協力するとともに、来園者にとって散策しやすい環境をつくる。

また、河川協力団体としての活動の充実に努める。あわせて河川健康公園内においても適切な植生管理等の維持管理を行い、河川環境の保全に協力するとともに、気持ち良く来園していただけるよう河川利用の促進に努める。

2) 河川環境の保全と創出

幅広い年齢層が楽しんで河川利用できるよう整備した荒川扇河川健康公園のパークゴルフ施設内においてヨシ等の在来植物による環境緑地の維持管理を行う。

5.3 洪水時等の防災対策

1) 施設撤去訓練の実施

河川健康公園において、高水敷上の施設撤去の重要性や撤去に適した施設への改良・撤去作業の段取り・手順等を他の占有者に普及・啓発する公開の施設点検・撤去訓練を実施する。

5.4 地域社会への貢献

1) 近隣の小学校・幼稚園・保育園の野外活動への協力

近隣の小学校の児童や幼稚園・保育園の幼児の野外活動に協力し、子どもたちが自然と触れ合う機会を多く持てるよう支援する。

2) 多摩川振興への協力

地元川崎市などの施策に協力し、多摩川利用推進に寄与する事業を行う。

3) 多摩川交流センターの運営

一般利用者・河川利用者の交流の促進、河川管理者や地元自治体などの情報発信や災害時の避難場所・活動拠点として整備した多摩川交流センターが快適な利用ができるよう、トイレ等の休憩施設、利便施設の維持管理を適切に行う。

6. 河川管理に関する支援事業

【収益事業】

国等の河川管理者が行う河川の維持管理に関する事業を行う。

6.1 施設等維持管理

国等の河川管理者が設置する河川管理施設の維持管理を支援する業務を行う。